

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第165号)

平成12年12月1日

横情審答申第165号

平成12年12月1日

横浜市長 高秀 秀信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成11年8月17日福 児第 号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成 年 月 日の指導記録」の公文書の本人開示請求の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成 年 月 日の指導記録」の公文書の本人開示請求を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成 年 月 日の指導記録」（以下「本件申立文書」という。）の公文書の本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成11年5月31日付で行った非開示決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号並びに第11条第2項第2号に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 指導記録について

児童相談所における児童やその保護者への相談援助活動の経過は児童記録に集約されており、指導記録はその中につづられている。

指導記録には、児童福祉司等によって、児童本人及び保護者への相談援助活動の経過、関係機関からの情報等が記載されている。当該記録は、児童福祉司等が、様々な情報を集約し、多角的に本人や家族についての診断（社会診断、心理診断、行動診断、医学的診断など）を行い、事実経過や評価・所見等を含めて記録し、処遇の方針等を検討していくための資料である。

(2) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号の該当性について

本件申立文書には、本人以外の個人や関係機関等の情報があり、開示すると特定の個人が識別されるおそれがある。

(3) 旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第6号の該当性について

本件申立文書には、関係機関等からの情報も記載されている。他機関から受けた情報を公開すると、情報提供機関との信頼関係が損なわれ、今後は正確な情報が得られないなど、児童相談所の事務事業の円滑な執行に著しい支障が生じる。

(4) 旧条例第11条第2項第2号の該当性について

本件申立文書は、全体が「評価、判定、診断、選考等」に該当する文書であり、本人に開示すると無用な誤解を与え、そのことによって本人に対する相談援助活動にも支障を及ぼすおそれがある。

4 異議申立人の非開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

月 日は、保護施設入所依頼のために訪問したのに、記録上は依頼内容が全く違っていて不当である。

実施機関が、申立人の意思に反して所属校の校長と会ったり、申立人の許可なく病院を訪問して入手した情報を公文書に記載したり、本人に会わずに各診断記録を作成できるのはおかしい。

実施機関は、被害者に対して何ら指導してくれず、本件申立文書を作成していることはおかしい。この疑問を情報公開によって明らかにしたい。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第7項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保護するため法第15条の規定により設置されている機関である。

児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、法第15条の2に規定するように、家庭その他からの児童の福祉に関する様々な相談に応じて、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した措置をとるもので、措置の決定に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書である申立人の指導記録は、児童相談所における児童やその保護者への相談援助活動の経過が集約された児童記録の中につづられており、児童福祉司等によって、児童本人及び保護者への相談援助活動の経過、関係機関からの情報等が記載されたものである。

(4) 非開示決定の妥当性について

本件申立文書を含む指導記録に対する本人開示請求については、横浜市公文書公開審査会（旧条例第16条）が、既に平成11年9月14日答申第129号により、実施機関がした非開示決定を妥当であると判断したところである。

その理由は、指導記録の記載事項は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号に該当するため、本人といえども開示しないことができるものであることから、旧条例第11条第2項第2号の該当性を判断するまでもなく、実施機関が非開示とした決定を妥当としたものである。

本件申立文書は、答申第129号の対象となった指導記録の一部である平成 年 月 日分の記載であることが認められるが、この答申を変更すべき格別の事由も見当たらないものとする。

したがって、本件申立文書が、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号に該当するとして、実施機関が非開示とした判断は、妥当である。

なお、本件申立文書は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号に該当するものであるから、旧条例第11条第2項第2号の該当性を判断するまでもない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件申立文書は、旧条例第11条第2項第1号に規定する第9条第1項第1号及び第6号に該当する情報であり、開示しないことができるものであることから、旧条例第11条第2項第2号の該当性を判断するまでもなく、実施機関が、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年8月17日	・ 諮問
平成11年9月24日	・ 実施機関から非開示理由説明書を受理
平成11年9月24日 (第209回審査会)	・ 諮問の報告
平成11年12月6日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・ 審議
平成12年7月28日 (第229回審査会)	・ 審議
平成12年8月4日 (第230回審査会)	・ 審議
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・ 審議
平成12年9月22日 (第232回審査会)	・ 審議
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 審議